

精華町教育委員会会議録

平成27年（第4回）

1 開 会 平成27年3月23日(月) 午後1時30分
閉 会 平成27年3月23日(月) 午後3時40分

2 出席委員 伊藤委員長 中谷委員 蓑毛委員 細川委員
太田教育長 (欠席委員なし)

3 出席事務局職員

木原教育部長 竹島学校教育課長
村川生涯学習課長 北澤総括指導主事
山崎学校教育課主査

4 傍聴者 1名

5 議事の概要

(1) 開会

委員長から第4回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回・前々回会議録について

教育部長から平成27年第2回教育委員会の会議録について説明。

【意見等】

・特になし。

【採 決】

・全員承認。

教育部長から平成27年第3回教育委員会の会議録について説明。

【意見等】

・特になし。

【採 決】

・全員承認。

(3) 教育長報告事項

小学校と中学校の卒業式が8校とも無事終了した。厳粛な中で卒業式が行われたという報告を受けている。

しかしながら、不登校の子供たちに卒業証書を皆と一緒に渡せなかったケースが数件あり、非常に残念ではあるが、別途、時間設定して授与した。特に中学校では、不登校生徒の中に進路が決定していない生徒がおり、これについては今後も学校として誠実に対応してほしいと指示している。

次に、新しい教育委員会制度がいよいよ4月からスタートするが、住民の皆さんにも十分ご理解いただきたいと感じている。

この1つの方法として4月の広報誌「華創」で、教育委員会制度の改正概要についてお知らせしたいと考えている。その中で、精華町教育委員会としては、教育現場の状況を踏まえ、教育委員の合意のもと、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保し、町長と連携しながら、民意を反映した教育行政を進めていくという姿勢を示しておきたいと考えている。

教育委員会会議の様子も写真で紹介しながら、教育委員が集まり、毎月会議を開催し、教育行政のあり方や重要な教育課題について話し合い、方針を決定することや、会議は開かれた場として傍聴も可能というような内容で掲載する予定。

(4) 議決事項

ア 議案第6号 平成27年度精華町奨学生及び精華町社会福祉奨学生の決定について

【提案説明】（教育部長）

個々の具体的な事象については、個人情報に関する内容であり、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができるため会議に諮られ、「異議なし」としてこの議案については非公開となった。

イ 議案第7号 教育委員会会議規則一部改正について

【提案説明】（教育部長）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行、いわゆる教育委員会制度改革による新教育長と教育委員長の内容等、関係する規定を整理する必要があるため提案するもの。

教育委員会に関係する各種条例については、現在、精華町議会3月定例会月会議に提案、審議中である。その審議を付託されている総務教育常任委員会では、全員賛成により可決をいただいております、27日の本会議で最終議決を残すのみとなっている。

今回の主な規則改正の内容は、1点目に第1章の委員長、職務代理者の選任方法について、法改正により委員長が廃止となるため、全て改正後は削除したこと。

次に、第4条関係で教育委員会の会議招集についての規定を整理しているが、これは通常、会議招集を教育委員長が行っていたものを改正後においては教育長が招集することとした。また、教育長権限の拡大に伴い、委員からのチェック機能が働くよう、委員からの会議招集を可能としているが、従前は2人の請求があれば会議招集できるとしていたものを、3分の1とすることで定数の変更や委員欠員等に対応できるよう規定整理を行った。

最後に、この規則の施行期日は平成27年4月1日から施行することとしているが、現教育長が在職する場合においては、従前の制度によることとする経過措置を設けている。

【委員の意見】

- ・教育長報告で、教育委員会制度の改正について、広報誌「華創」で住民周知を行うとのことだったが、経過措置内容の説明も記載されるのか。（伊藤委員長）

【事務局】

- ・広報誌の中にもこの経過措置については掲載する予定であるが、問い合わせがあれば十分な説明を行いたい。（教育部長）
- ・4月になれば、例えばPTAの総会などもあり、折に触れて説明していきたい。（太田教育長）

【採決】

全員挙手により原案どおり決定。

ウ 議案第 8 号 傍聴人規則一部改正について

【提案説明】（教育部長）

教育委員会制度改革に伴い、新教育長と教育委員長の文言整理で、第 7 号議案と同様、施行期日は平成 27 年 4 月 1 日であるが、現教育長の在任期間中は従前の制度によるものとなる。

【委員の意見】

特になし。

【採決】

全員挙手により原案どおり決定。

エ 議案第 9 号 教育委員会規則一部改正について

【提案説明】（教育部長）

教育委員会制度改革に伴い、第 7・8 号議案と同様、関係する規定の整理を行うこととなる。主な改正点として、第 16 条で教育長への委任禁止事項を掲げているが、従来、教育長の任免は教育委員会が行っていたことに対し、改正後は町長が議会の同意を得て任免を行うこととなるため規定削除したこと、また、精華町議会 3 月定例月会議に上程中のいじめ防止対策推進委員会条例にかかる委員委嘱を追加した。次に、第 2 項では、教育長の権限増加に対し、チェック機能を強化するため、教育長が委任された事務を教育委員会に報告する義務を明記した。第 18 条では、教育長の職務を部長に代理させる、いわゆる職務代理の規定が明記されていたが、改正後において教育長の職務代理者は教育長が指名する教育委員となるため、教育部長への教育長職務代理者の規定を削除している。次に、別表第 2 の公印関係について、教育委員長印や現在使用していない公印の整理を行った。また、新制度では、教育長が何らかの理由により欠けた場合、教育長があらかじめ教育委員の中から指名した

教育長職務代理者がその職務を行うこととなるが、非常勤の職務代理者に実務的な業務や事務処理を行うことが困難な場合、教育委員会会議に関する業務を除く日常事務を教育部長に委任するため教育部長印を追加した。

なお、施行期日は平成27年4月1日であるが、第7・8号議案と同様に、現教育長の在任期間中は従前の制度のままとする経過措置を設けている。

【委員の意見】

- ・教育長職務代理者は現行制度においてあるのか（細川委員）
- ・新制度では、教育長の権限が大きくなるため教育委員がその委任された事務の管理及び執行状況のチェック機能を果たすという理解でよいか。（伊藤委員長）

【事務局】

- ・現行制度において教育長職務代理者は、教育長が何らかの理由で欠けたとき教育部長がその職務に当たることとなっているが、新制度での教育長職務代理者は教育長が教育委員の中からあらかじめ指名することとなっている。また、教育委員長職務代理者は、教育委員長が新制度では廃止されるため同時に廃止されることとなる。（太田教育長）
- ・あくまで教育委員会は合議体であり、教育の方針など重要事項は教育委員会で決定していくスタンスに変わりはなく、教育長単独で進めるものではない。（教育部長）

【採決】

全員挙手により原案どおり決定。

オ 議案第10号 山城教科用図書採択地区協議会規約を定めることについて

【提案説明】（教育部長）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正により、採択地区協議会の規約を定める必要があるため提案するもの。

この議案については、京都府教育委員会が指定した教科用図書採択地区による現行の山城地区教科用図書採択委員会の規定があるが、改正法の施行後にはその位置づけが、改正法に基づく採択地区協議会が必要となり、その規約については関係する市町村教育委員会の権限と責任により行う必要があるため提案を行うもの。

内容については、協議会の構成自治体、委員の定義、庶務、協議会の議事録の公表など、文部科学省の例に倣い規定見直しを行っている。

【委員の意見】

- ・ 実際この協議会が運用されると、平成26年度に選定した小学校の教科書採択とは違う運用となり、かなりの煩雑さが出てくると思うがどうか。（伊藤委員長）
- ・ 第12条の調査員の項目について、現行の規約では、調査員の委嘱方法について校長、教頭、教員及び学識経験者の中から委嘱すると具体的に明記されているが、新規約ではそこまで明記されていない。今年度行った小学校用教科書の採択時には専門委員長が選定内容について説明されていたが、今後の具体的な進め方についてはどうなっているのか。（中谷委員）
- ・ 委員の構成で文部科学省の例では、市町村教育委員会の教科用図書採択事務担当課長を構成員の1人としているが、新規約では入っていない。事務が山城教育局から市町村に移るとなると事務局担当が入らなくても大丈夫か。（蓑毛委員）

【事務局】

- ・ 新制度による協議会運用の現段階での検討状況について、まず、役員については、山城地区は3つの地域に分かれるので、各地域から代表の教育長を選出し、その代表の教育長から会長と副会長2人選出する予定である。また、現行制度の事務局は山城教育局におかれているが、今後は構成する市町、広域連合に事務局を置き、事務処理することとなる。その事務は大変な負担となるが、例えば仮に相楽地区となった場合、各業務内容や各教科ごとに事務分担を行うなど、分散化を行い対応していくのも1つの方法と考えている。また、調

査員の人選などはこれまで事務局を所管していた山城教育局と十分連携していくことで確認が取れている。（太田教育長）

- ・この規約案は、文科省の例に沿って整理した。文面だけ見ると現行から何か変わるような印象を受けるが、運用は現行制度を踏襲しているということが基本姿勢となっている。今後の運用状況については随時報告したい。（太田教育長）
- ・文部科学省では事務局担当課長を構成員とした例として示されているが、山城地区については、10市町、広域連合があり、現状、各団体から2名の委員が出席し20人となっている。これまでも各団体から選出される委員の増員を議論してきたが、人数が多くなりすぎるため、20人で徹底的に議論し尽くすという経過もあり、この構成メンバーとなっている。また、今年度実施した山城地区教科用図書採択委員会の際には町での採択がスムーズに行えるよう、総括指導主事が随行した。（太田教育長）

【採決】

全員挙手により原案どおり決定。

(5) 諸報告

ア 教育部長

1 議会関係について

(1) 代表質問

精華の会、森田議員から、エアコン設置と学校教育のさらなる充実、また中学校給食実現までの推進策について質問があった。

教育委員会としては児童生徒の学習環境改善、健康保持の観点などから、まず空調設備の設置を優先すべきと答弁を行った。また、食育の推進については、中学校給食実施を見据えたより一層の食育推進に努める旨の答弁を行った。

日本共産党、坪井議員から、教育委員会制度改革に伴う教育の自由の保障について、中学校給食の早期実施や、空調設備の早期設置、30人学級の早期実現について質問があった。

教育の自由の保障については、教育委員の合議のもと、町長との

意思疎通を図り民意を尊重した教育委員会運営を行うこと、中学校給食や空調設備については、精華の会、森田議員と同様の答弁を行った。30人学級については、各校の教育課題や施設状況に応じ少人数学級や少人数指導方式をとり入れた京都府式少人数教育を進めており、効果が出ているとの答弁を行った。

一般質問では、三原議員から小中一貫校について質問があった。一貫校については、国や自治体の動きを注視するとともに、実施校における成果や課題についての状況把握を行いながら、本町で実施している校種間連携の充実に努めていくとの答弁を行った。

柚木議員からは、歯の健康指導の充実にについて質問があり、歯の検診結果から保護者への受診奨励、指導を行っており、歯磨き指導や歯と食生活との関係、虫歯や歯周病といった歯に関する疾病など発達段階に応じた指導を行っており、教科指導や学級活動での指導を一層充実させていくとの答弁を行った。

山本議員からは、学研地域の商業施設について、深夜時間帯営業に対する生活指導についての質問があった。24時間営業の店舗も含め、多くの商業施設が建設されるが、犯罪などの危険性について年齢に応じた指導を行っており、今後もこれまで以上に防犯・安全面について指導を充実させる旨の答弁を行った。

宮崎議員から、お弁当をつくる日の提案に対する進捗状況について質問があり、自主的に実践できる食育の一つとして引き続き検討したいとの答弁を行った。

佐々木議員から、中学校給食のコストや方式での検討状況と実施時期について質問があり、センター方式で検討を重ねてきていること、コストについては他市町での契約実績などの調査を行っているが、立地の諸条件により事業費に大きな差があり、引き続き施設の規模や仕様、導入機器類の調査に努める。また、中学校給食の実施時期は、空調設備設置後、財源確保に努めながら整備したいとの答弁を行った。

神田議員から、学校施設における受動喫煙防止策と中学校給食実施に向けての取組について質問があり、学校敷地内全面禁煙を徹底していること、中学校給食については他の議員と同様の答弁を行っ

ている。

松田議員からは、光台地区の商業施設開発について防犯や青少年健全育成の視点からの協議と対策について質問があり、24時間営業の予定店舗などに対し、深夜に徘徊する青少年への帰宅促しや入場制限など府条例に基づく対応を求めることやPTAや青少年健全育成協議会などの団体と連携して地域社会による見守りについて協力を求めるなど必要な対策を進めたいとの答弁を行った。

(2) 議案質疑

3月11日に議案質疑があり、町長部局から、いじめ調査委員会、教育委員会からは、いじめ防止対策推進委員会を提案しており、いじめ問題対策連絡会議など4つの会議の関係について、また、第三者としての公平性が保たれるのかという質問があった。

(3) 総務教育常任委員会

教育委員会制度改正に伴う5条例の一括議案や、いじめ調査委員会、いじめ防止対策推進委員会などの公開についての質疑があった。行政報告については、精華町子ども放課後総合プランに係る行動計画、子ども読書活動推進計画、第2回のいじめ調査集計について報告を行った。

(4) 予算委員会

空調設備の整備を優先されたが予算化されていないとの質問に対し、実施時期に改めて予算化すること、小学校で2分の1成人式については賛否両論があるが、本町では実施しているのかという質問があった。

イ 学校教育課長

学校におけるアレルギー対応の手引について、今年度、教育委員会と各学校の養護教諭、栄養教諭を交えて、アレルギーの取り組みに対する一定の手引を作成した。これは、最近、各学校で様々なアレルギーを持つ児童がおり、その対応について、学校、組織ぐるみで取り組んでいかななくてはならないことから統一した対応マニュアルを作成したもの。今後、この内容に沿った形で消防との連携、保護者の方との十分な話し合い、エピペン使用など、学校組織で対応していただくこととなる。

次に、精華中学改築状況について、出来高としては4割を超え6月末完成に向けて、現在工事が進んでいる。また、現在の3年生は、新しい校舎に入れられないということから、何か思い出となるようなイベントを企画したいという思いから、校舎の一部に使用する鉄骨に卒業生の寄せ書きを行った。その中には、将来の夢、友人への感謝、自分の名前をサインしたり、様々な思い出を鉄骨に刻んでもらった。卒業式の際にも工事現場の仮囲いに写真や寄せ書きを展示したので、これを背景に記念撮影する場面なども見られ、生徒たちの良い思い出になったと考えている。

エ 総括指導主事

2月の学校問題事象について、小学校3年生で子供同士の生徒間暴力が1件あった。中学校でも、生徒同士の生徒間暴力が4件あった。また、対教師暴力として1件上がっているが、これは子供同士がトラブルを起こしているところに教師が仲裁に入った際に、教師への暴力があった。その他、授業エスケープと親のクレジットカードを財布から抜き出し、物を買収込むなどの問題が1件あった。最終的には、販売店に返金等、対応頂いた。

オ 生涯学習課長

平成26年度精華町民文化賞と精華町民スポーツ賞の受賞者が決定した。この賞は、文化、スポーツそれぞれ本町の芸術文化、あるいは体育スポーツの向上と発展に貢献して、この1年間の間で活動や功績が顕著な個人等を表彰するものとして選考しており、全10件の表彰を行った。

次に、精華町放課後子ども総合プランに係る行動計画、精華町子どもの読書環境整備5か年計画について、3月4日までの約1カ月間、パブリックコメントを募集したが住民の皆様からの意見はなかった。

【委員の意見】

- ・アレルギー対応マニュアルを作成されたが、町内の小中学校でどれくらいアレルギーの子どもがいるのか。（伊藤委員長）
- ・光台地区の商業施設の開発について、24時間営業の店舗出店が気に

なるが、学研地区独自の規制などあるのか。（伊藤委員長）

【事務局】

- ・ 緊急性が高いアレルギー症状の児童生徒でエピペンを携帯している児童は4人程度。学校給食でのアレルギー対応については、施設や人の配置の関係で十分な対応ができていない。症状の強い児童は弁当持参の対応となっている。（学校教育課長）
- ・ 店舗営業時間について学研地区独自の規制は無い。京都府青少年の健全な育成に関する条例などをもとに出店者に協力を求めていくこととなる。（学校教育課長）

オ 後援関係

2月から3月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数6件、学校教育課関係は0件、生涯学習課関係が6件、うち社会教育係関係が5件、図書係は0件、体育係関係は1件。

カ 4月の行事予定

(6) 閉会

委員長が第4回教育委員会の閉会を宣言。